

発議第2号

協議テーマに係る意見書の提出について（人権委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和5年1月21日提出

人権委員会

委員長

大西花音

伊藤響

井上隆甫

植村涼寧

河出菜那

佐々木七海

竹内琢人

城久徳

戸谷駿斗

平田友暉

藪田優希

意見書（人権委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 学校におけるいじめに対する相談窓口の紹介や周知をより一層行うとともに、小学校での児童と教員の二者面談の実施や特定の色のものを所持することによるSOSのサインを普及させるなど、児童生徒がいじめを受けていることを言い出しやすい環境を整備すること。

また、いじめをしてしまう児童生徒は、家庭環境によるストレスなどが原因となっていることも少なくないことから、いじめをしている側にも寄り添い、誰もが安心して相談できる場を提供すること。

さらに、勇気を出していじめを通報した第三者がいじめの標的にされないように守秘義務を徹底し、各学校に匿名でも相談できる窓口を設置すること。

2. いじめをしている児童生徒にいじめは無意味なものであり、生産的ではないことが効果的に伝えられるように論理的なキャッチコピーを用いたポスターを作成するなど、いじめを防止するための啓発活動を継続的に実施すること。

また、匿名で気軽に相談できるアプリ等により、相談することに対するハードルを下げる取組が必要であり、相談を受ける側の紹介やメッセージを添えるなど、相談者が相談しやすい相手を選べるような仕組みにすること。

3. 児童生徒のインターネットにおけるいじめやトラブルを防止するため、SNSでいじめや不適切な書き込みをした場合に対応できる機能を導入すること。

また、誤った情報がいじめにつながる危険性もあることから、教育現場において”ファクトチェック”を導入することにより、社会に広がっている情報が事実に基づいているのかを検証し、正確な情報を共有する機会を設けること。

4. 学校に登校できなくなってしまった児童生徒に対してオンラインによる授業を配信するなど、家庭においても学習環境を確保できるように配慮するこ

と。

5. いじめを受けた児童生徒の精神的なサポートやいじめが起こりづらい環境を整備する上で教職員の役割が重要になることから、教職員に対していじめの対処や児童生徒への心理的ケア等について適切に対応ができるように指導すること。

以上、意見書を提出します。

令和5年1月21日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛